

行政文書開示請求書

令和4年1月28日

東北森林管理局長 殿

名称： 物部法律事務所 代表 物部 康雄
住所 〒105-0001
東京都港区虎ノ門1-2-8
虎ノ門琴平タワー 5階
TEL 03-3595-1147

行政機関の保有する情報の公開に関する法律（平成11年法律第42号）第4条第1項の規定に基づき、下記のとおり行政文書の開示を請求します。

記

1 請求する行政文書の名称等

青森県下北郡佐井村大字長後字牛滝川目において林野庁が昭和24年に開設され同37年に廃止された牛滝森林鉄道に関する林道台帳とその付属資料一式。

開示請求手数料 収入印紙300円



3 東総第 222 号 - 1
令和 4 年 2 月 28 日

行政文書開示決定通知書

物部法律事務所
代表 物 部 康 雄 様

東北森林管理局長

令和 4 年 1 月 28 日付け（2 月 1 日受付）で請求のありました行政文書の開示について、行政機関の保有する情報の公開に関する法律（平成 11 年法律第 42 号）第 9 条第 1 項の規定に基づき、下記のとおり、開示することとしましたので通知します。

記

1 請求のあった行政文書の名称等

青森県下北郡佐井村大字長後字牛滝川目において林野庁が昭和 24 年に開設され同 37 年に廃止された牛滝森林鉄道に関する林道台帳とその付属資料一式。

2 不開示とした部分とその理由

本件開示文書にある牛滝林道（森林鉄道二級）の林道台帳の付属資料については、関係課等の文書保管庫、事務室内の書架等を探索しましたが確認できませんでした。

したがって、本件開示請求書にある牛滝林道の林道台帳については開示とし、付属資料一式について不開示としました。

* この決定に不服がある場合は、行政不服審査法（平成 26 年法律第 68 号）の規定により、この決定があったことを知った日の翌日から起算して 3 か月以内に、林野庁長官に対して審査請求をすることができます。（なお、決定があったことを知った日の翌日から起算して 3 か月以内であっても、決定があった日の翌日から起算して 1 年を経過した場合には審査請求をすることができなくなります。）

また、この決定の取消しを求める訴訟を提起する場合は、行政事件訴訟法（昭和 37 年法律第 139 号）の規定により、この決定があったことを知った日から 6 か月以内に、国を被告として、東京地方裁判所、秋田地方裁判所又は仙台地方裁判所に処分の取消しの訴えを提起することができます。（なお、決定があったことを知った日から 6 か月以内であっても、決定の日から 1 年を経過した場合には処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）